

不審電話（訪問）に関する事例

令和 7 年 10 月 8 日及び 10 月 9 日に県内各地で以下のような不審電話がありましたので一層の注意をお願い申し上げます。

①10 月 8 日午前 10 時頃、宮崎市在住の被保険者宅に、保険局からとする自動音声にて複数回、「保険証の内容が変更となるため被保険者の情報を教えてください。」・「これが最終勧告です。」と電話があり、不審に思った複数の被保険者から市役所へ問い合わせがあった。

個人情報回答した被保険者はいなかったものの、市役所から被保険者情報を電話で問い合わせることは無く、同様の連絡があった際は対応しないよう案内を行った。

②10 月 8 日午前 10 時頃、川南町在住の被保険者宅に、国民健康保険のモリオカと名乗る者から調査という名目で「6 月 9 日に保険証を利用して病院を受診し、2 ヶ月分の薬を処方されていますね。」と問われる。

記憶が定かで無かったものの、心当たりがあったため対応を続けていたところ、名前、生年月日、電話番号、受診した病院の名前、処方された薬を問われる。

被保険者は以前にも同様の電話対応を行ったことがあったため、不審に思い「電話をかけてきているのだから、私の名前や生年月日等のデータを持っているのではないか。そのデータの名前や生年月日を先に言ってほしい。」と回答すると、名前と電話番号以外は不正確な内容であった。

続けて、被保険者番号も問われたが「生年月日等の情報が間違っていて信用できないため、教えることはできない。詐欺ではないのか。」と回答すると、「番号を教えてもらわないと1年間保険証が使用できなくなる。」と説明されたため通話を終了し、町役場へ問い合わせを行った。

被保険者に被害は無く、町役場から調査の連絡は行っていないこと、マイナ保険証及び資格確認書は使用可能であることを説明した。

③10月8日午後3時30分頃、新富町在住の住民宅に、東京〇〇医療保険局からとする自動音声にて電話があり、案内に従い操作したところ、女性のオペレーターから「お薬代に還付金があります。今回を逃すと有効期限がきれてしまいます。」といった説明あり。

当初、連絡者の妻が応対していたが、不審に思った連絡者が電話を切るよう指示したため被害は無く、経緯を町役場へ連絡した。

連絡者や妻に該当する還付は無く、着信履歴の番号は厚生労働省の代表番号（03-5253-1111）であった。

連絡者へは折り返しの連絡を行わないよう案内し、消費生活センターへ情報共有を行った。

※同様の事案は厚生労働省ホームページにも掲載されておりました。

(<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/0713-1.html>)

④10月8日、都城市在住の被保険者宅に、保健医療局のヤマナカと名乗る者から「9月4日付けで保険証と薬についての文書を送付したが、手続きがされなかったため保険証が使えなくなる、また薬を多く使用しているため調査が必要になります。」と連絡あり。

被保険者が「何科でもらっている薬ですか。」と質問すると「精神科と内科」と回答されるも、精神科への通院が無いため不審に思い「文書を再度送付してほしい、届いたらすぐに手続きをする。」と要望したが「もう間に合わない。」と説明を受けたため「市役所に確認する。」と通話を終了し、市役所へ問い合わせを行った。

被保険者に被害は無く、マイナ保険証及び資格確認書は使用可能であることを説明のうえ、文書が送付された場合は手続きを行わないよう注意を促した。

⑤10月8日、日向市在住の被保険者（2名）宅に自動音声にて「保険証が使えなくなる。」と電話があったものの、不審に感じたため案内に従うことなく電話を切り、市役所に問い合わせを行った。

両者に被害無く、同様の連絡があった際は対応しないよう案内を行った。

⑥10月9日、都城市在住の被保険者が病院から帰宅中に、市役所職員を名乗る70代ほどの女性から「〇〇（被保険者名）さんですか？今家を訪ねたが留守だったので。」と声を掛けられる。

「期限切れの保険証を回収しに来た。」と説明を受け、民生委員かと思い昨年度郵送された保険証を渡す。

その後、職員が直接回収業務を行うのか不審に思い、市役所に電話で問い合わせたことにより事件が判明した。

職員が保険証（資格確認書）回収のため直接訪問することは無く、警察に通報するよう案内した。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0985-62-0921（業務課）